

特集

核なき世界をつくる

広島・長崎に原子爆弾が投下され、甚大な被害が生じてから80年以上が経過しているにもかかわらず、これまでに核兵器が無くなることはありませんでした。近年ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻以後、核兵器使用に対する危機感が高まっています。

大量に配備されている世界の核兵器

核兵器保有数（2025年1月時点）

世界の核兵器保有数は1万2241で、1年前と比較して164減少しています。このうち約90%をアメリカとロシアが保有しています。

配備弾頭数は、アメリカは変わらないものの、ロシアは増えています。中国の核兵器保有数は少なくとも600と推定されています（表1）。

中国の核兵器保有数は他のどの国よりも急速に増加しており、2023年以降、毎年約100発の新たな核弾頭が追加されています。また、中国は今後10年間で、アメリカ、ロシアと同じ数の大陸間弾道ミサイル（※ICBM）を配備できるとみられています。

アメリカ	5,177
ロシア	5,459
イギリス	225
フランス	290
中国	600
インド	180
パキスタン	170
イスラエル	90
北朝鮮	50
合計	12,241

（ストックホルム国際平和研究所より参照）

表1 世界の核兵器保有数

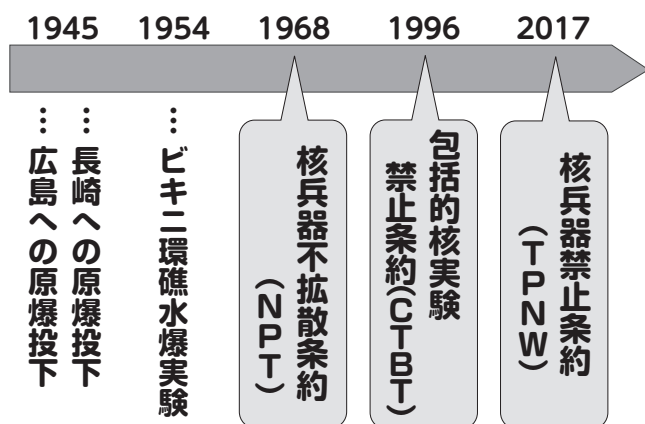
1980年代後半のピーク時には核弾頭の総数が約7万発に及んでいた。東西冷戦時よりは現在の核兵器数は減っている。



※ICBM：射程が5500 km以上ある長距離弾道ミサイル。核弾頭を搭載すれば遠く離れた国への核攻撃が可能になる。

なかなか完全には機能しない……。核兵器関連の国際条約

核兵器関連 3つの国際条約



核兵器不拡散条約 (NPT)

少数の核兵器国（米・露・英・仏・中）に核保有を限定し、それ以外の国への拡散を防ぎつつ、核軍縮と原子力の平和利用を進めるための条約。インド、パキスタン、イスラエルなどが非加盟国であり、北朝鮮は脱退している。

包括的核実験禁止条約 (CTBT)

地上や宇宙空間だけでなく地下を含むあらゆる場所での核爆発実験を全面的に禁止し、国際的な監視体制で違反を検証する条約。核関連技術を持つとされた「44か国すべてが批准したとき」に初めて発効するという特別条件があり、現在は未発効。その44か国のうち、アメリカや中国、エジプト、イラン、イスラエルなどは署名（※1）はしているものの批准（※2）しておらず、インド、パキスタン、北朝鮮は署名もしていない。日本は署名も批准もしていない。

核兵器禁止条約 (TPNW)

核兵器は「非人道兵器」として、その開発、実験、生産、取得、保有、使用や使用の威嚇などを違法とし、核兵器そのものを全面的に禁止する条約。

条約の前文で「Hibakusha（ヒバクシャ）」という日本語が正式に使われており、国際条約としては初めてで画期的なこと。国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択された。核保有国及びその同盟国は参加していない。

※2 批准：国会の承認など、国内手続きを経て最終的に同意すること。法的に拘束される。

※1 署名：国として「合意する意向がある」ことを示す段階。完全な法的拘束力はない。